茅野市総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領

（趣旨）

第１条　この要領は、茅野市総合評価落札方式実施要綱（平成21年茅野市告示第96号）の規定の対象となる工事の低入札価格調査について、茅野市低入札価格調査制度実施要綱（平成21茅野市告示第95号）の規定にかかわらず、茅野市総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度（以下「調査制度」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　低入札価格調査基準価格　その価格を下回った場合に低入札価格調査を実施する価格

　(2)　失格基準価格　その価格を下回った場合に調査の実施を省略し、失格とする価格

　(3)　入札書比較価格　別添１の１に示す価格

　(4)　平均値　別添１の２で算定された値

(5)　標準偏差　別添１の２で算定された値

　（低入札価格調査基準価格等の設定）

第３条　低入札価格調査基準価格は、入札書比較価格以下の入札者のうち、入札書比較価格に100分の85を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)以上の入札金額で算出した平均値（小数点以下切捨て）に標準偏差（小数第１位を四捨五入）に100分の150を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)を加算及び減算した各金額（小数第１位を四捨五入）の範囲以内の価格の入札者（以下「算定対象の入札者」という。）を対象に設定するものとする。

２　低入札価格調査基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により設定するものとする。

(1)　算定対象の入札者が５者未満の場合　入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額（正数第４位を四捨五入。以下「92％相当額」という。）

(2)　算定対象の入札者が５者以上の場合　入札書比較価格に100分の89.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「89.5％相当額」という。）未満の価格の入札者を除いた入札者の平均価格（正数第４位を四捨五入。以下「基準算定基礎額」という。）ただし、算定対象の入札者が５者以上の場合であっても、89.5％相当額以上の者が５者未満の場合には、92％相当額を低入札価格調査基準価格とする。

(3)　前号で算出した基準算定基礎額が、入札書比較価格の92％を下回る場合　92％相当額

(4)　第２号で算出した基準算定基礎額が、入札書比較価格の94.5％を上回る場合　入札書比較価格に100分の94.5を乗じた額（正数第４位を四捨五入。以下「94.5％相当額」という。）

（失格基準価格の設定等）

第４条　失格基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により設定するものとする。

(1)　前条第２項で算出した低入札価格調査基準価格が、92％相当額となる場合　89.5％相当額

(2)　前条第２項で算出した低入札価格調査基準価格が、92％相当額を超え、かつ、94.5％相当額未満である場合　同項に示す算定対象のうち89.5％相当額未満の価格の入札者を除いた入札者の平均価格（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。）から入札書比較価格の2.5％を減じた額（正数第４位を四捨五入）

(3)　前条第２項で算出した低入札価格調査基準価格が、94.5％相当額となる場合　92％相当額

２　失格基準価格を下回る価格の入札者は、失格とする。

（失格基準価格等の通知）

第５条　前条第１項の規定により設定した失格基準価格及び同条第２項の規定により失格と判断した入札者については、茅野市の入札情報システムに掲載するものとする。

（調査対象者への通知）

第６条　市長は、第３条第２項の規定により設定した低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査基準価格以下かつ失格基準価格以上の価格で入札した者を調査対象者として決定し、低入札価格調査の実施通知書（様式第１号）により通知するものとする。

２　市長は、調査対象者から、入札書の提出に併せて低入札価格調査事前辞退届（様式第２号）が提出されたときは、前項の通知は行わないものとする。

（低入札価格調査）

第７条　市長は、調査対象者が行う工事に対して、調査職員を指定し低入札価格調査を実施するものとする。

２　市長は、前条第１項で決定した調査対象者に対し、低入札価格調査に関する調査の提出について（様式第３号）により、次に掲げる調査資料の提出を同項の通知日の翌日から４日以内（茅野市の休日を定める条例（平成元年茅野市条例第30号）第１条に規定する市の休日を含まない。）及び工事完成後しゅん工届提出時までに求める。

(1)　その価格により入札した理由書（工事調査様式―１）

(2)　積算内訳書（工事調査表－１）

(3)　工事内訳書（工事調査表－２）

(4)　手持ち資材一覧（工事調査表－３）

(5)　資材購入先一覧（工事調査表－４）

(6)　手持ち機械一覧（工事調査表－５）

(7)　従事者の確保計画（工事調査表－６）

(8)　工種別従事者配置計画（工事調査表－７）

(9)　建設副産物の搬出処理（工事調査表－８）

(10)　配置予定技術者名簿（工事調査表－９）

(11)　赤字の理由（しゅん工届提出時に提出）（工事調査様式－２）

３　市長は、低入札価格調査による判定基準（別添２）及び前項により提出された資料に基づき、適正かつ確実な履行が可能かを判断し、調査結果を低入札価格調査調書（様式第４号）に取りまとめるものとする。この場合において、市長は、調査に必要がある場合は、調査対象者に追加資料の提出又は調査対象者から事情聴取を行うことができる。

４　市長は、調査内容の履行がなされたかどうかについて、しゅん工時に確認するものとする。

（適合した履行がされると認められる場合の措置）

第８条　市長は、調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領に基づく調査結果適合通知書（様式第５号）により、調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対しては、入札結果の公表により知らせるものとする。

（適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第９条　市長は、調査の結果、調査対象者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領に基づく調査結果不適合通知書（様式第６号）により調査対象者に対し、理由を添えて落札しない旨を通知するとともに、次順位者に対し、落札候補者とする旨を知らせるものとする。

２　次順位者が低入札価格調査基準価格を下回る入札者の場合は、第６条に規定する通知を行うとともに、第７条の規定による低入札価格調査を行うものとする。

３　他の入札参加者に対して、前２項の措置を入札結果の公表により知らせるものとする。

（調査結果等の公表）

第10条　この要領に基づいて調査対象者から提出された書類及び市長が行った調査結果は、原則として閲覧により公表する。

（該当する調査対象者への措置）

第11条　市長は、第７条第２項の調査資料の提出がなかった場合又は調査資料の内容に虚偽の報告がある場合は、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成21年茅野市告示第98号。以下「参加停止要領」という。）別表第２第10項に該当する不誠実な行為及び別表第２第９項に該当する虚偽記載を適用する。

２　市長は、参加停止要領別添３に定める不適切な施工状況等が確認された場合は、工事成績評定点を減点するものとする。

（契約に係る措置）

第12条　市長は、低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、契約候補者に次に掲げる事項を義務付けるものとする。なお、入札公告等において入札参加者に周知するものとする。

(1)　建設工事3,500万円以上、建築一式工事7,000万円以上の場合は、主任（監理）技術者と同等の資格者（基本要件）を満たす技術者を専任（現場代理人との兼務可）で別途配置する。

(2)　建設工事3,500万円未満、建築一式工事7,000万円未満の場合は、主任技術者１名を専任配置する。

（入札参加者への周知）

第13条　調査制度を実施するに当たり、この要領を茅野市ホームページに掲載することにより、次の各号に定める事項を周知する。

(1)　低入札価格調査基準価格が設定されていること。

(2)　低入札価格調査基準価格が適用される入札について次に掲げる事項

ア　最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

イ　第７条第２項の規定により調査資料を提出するよう通知を受けた場合は、期限までに提出しなければならないこと。また、同条第３項の調査に応じなければならないこと。

ウ　調査結果は、第８条又は第９条の規定により通知されること。

(3)　調査に関する資料と判断結果は、契約後に原則として閲覧により公表されること。

(4)　調査内容は、契約後に履行がされているか確認がされること。

（その他）

第14　市長は、内容の審査に当たって疑義が生じたときは、必要に応じて茅野市業者選定等審査委員会（茅野市業者選定等審査委員会規程（平成18年茅野市訓令第13号）第１条に規定する委員会をいう。）の助言を求めるものとする。

２　この要領に基づく基準価格の算定手順を別添４総合評価落札方式における「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フローに示す。

附　則

この要領は、令和３年７月１２日から施行し、同日以後に公告等を行う総合評価落札方式から適用する。

様式第１号（第６条関係）

第　　　号

年　月　日

低入札価格調査の実施通知書

　　　　　　　　　　　　　様

茅野市長

　下記工事の入札手続きにおきまして、茅野市総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領第６条第１項の規定により、貴社が低入札価格調査対象者に決定しましたので、第７条第２項に規定する書類を本通知日の翌日から４日以内（茅野市の休日を定める条例第１条に規定する市の休日を含まない）及びしゅん工届提出時に提出してください。

なお、期限までに要領に規定する書類の提出がない場合、茅野市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止の措置を行います。

記

１　対象工事

|  |  |
| --- | --- |
| 公　告　日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 工事名・工事箇所名 |   |
| 入札価格 | 　　　　　　　　　　円　（予定価格比　　　　％） |
|  |

２　提出期限　　令和　　年　　月　　日　及び　しゅん工届提出時

３　提出部数及び提出先

１部（電子データ）を財政課契約検査係に提出

様式第２号（第６条関係）

低 入 札 価 格 調 査 事 前 辞 退 届

　　年　　月　　日

（宛先）茅野市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　下記の工事の入札にあたり、開札の結果、茅野市が定める総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領第３条第２項に規定する低入札価格調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を受けることを辞退します。

なお、辞退にあたり下記事項について誓約いたします。

 記

　　１　工事名

　　２　工事箇所名

　　３　誓約事項

1. 入札公告に示す「一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」を全て満たしている。

（２）入札公告に示す入札参加資格要件審査書類の提出を求められた場合は、市長が指定する期日までに書類を提出する。

（３）審査の結果、資格要件を満たしていないことが確認された場合は、「建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に基づく措置を受け入れる。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

 低入札価格調査に関する調査の提出について

（宛先）茅野市長

住所

商号又は名称

代表者名

　下記工事の入札に関し、茅野市総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領第７条第２項の規定により、資料を提出します。

　なお、提出内容については、虚偽の内容がないこと、また虚偽の内容が明らかとなった場合には、いかなる措置に対しても不服を申し立てないことを誓います。

 また、提出した資料（工事調査様式、工事調査表）は、第10条の規定により公表されることに同意します。

 　 記

　　１　工事名

　　２　工事箇所名

　　３　調査提出資料

第７条第２項に規定する調査資料

 ４　担当の所属氏名、連絡先

様式第４号（第７条関係）

低入札価格調査調書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類番号 |  | 保存区分 |  | 文書番号 |  | 公開・非公開区分 | 公開 |
| 起　案 | 　年　月　日 | 決　裁 | 　 年　 月 　日 | 施　行 | 　 年　 月 　日 |
| 伺い）低入札価格調査結果に基づき、□契約の内容に適正な履行がされると決定し、別紙（様式第５号）により通知してよいでしょうか。□契約の内容に適正な履行がされないおそれがあると決定し、別紙（様式第６号）により通知してよいでしょうか。 |
| 市　長 | 副市長 | 総務部長 | 課　長 | 係　長 | 担　当 | 所管課 |
|  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 工　　事　　名 |  |
| 工 事 箇 所 名 |  |
| 開　　札　　日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 調 査 対 象 者 |  |
| 予　定　価　格 | 円（税抜き、以下同様） |
| 入　札　価　格 | 円（予定価格比　　　　％） |
| 調査基準価格 | 円（予定価格比　　　　％） |

【 調査 】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　その価格により入札した理由の妥当性 | 適 | 否（理由：　 　　　　　　　　　　　　　） |
| ２　積算内訳書の妥当性 | 適 | 否（理由：　 　　　　　　　　　　　　　　） |
| ３　工事費内訳書の妥当性 | 適 | 否（理由：　 　　　　　　　　　　　　　　） |
| ４　手持ち資材の妥当性 | 適 | 否（理由：　 　　　　　　　　　　　　　　） |
| ５　資材購入先の妥当性 | 適 | 否（理由：　 　　　　　　　　　　　　　　） |
| ６　手持ち機械からみた施工能力 | 適 | 否（理由：　 　　　　　　　　　　　　　　） |
| ７　従事者の確保計画からみた施工能力 | 適 | 否（理由：　 　　　　　　　　　　　　　　） |
| ８　工種別従事者配置計画からみた施工能力 | 適 | 否（理由：　 　　　　　　　　　　　　　　） |
| ９　建設副産物の搬出処理からみた適正 | 適 | 否（理由：　 　　　　　　　　　　　　　　） |
| 10　主任（監理）技術者の専任又は別途配置の適正 | 適 | 否（理由：　 　　　　　　　　　　　　　　） |
| 11　その他 | 適 | 否（理由：　 　　　　　　　　　　　　　　） |

【 調査結果等 】

　　上記のとおり調査対象者が 施工履行可能　（施工履行不可能）　と判断する。

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　調査職員　職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　 注１　調査項目は、適・否のいずれかに○印を付し、否の場合はその理由を記載すること。

　　　　　２　該当しない調査項目欄は、斜線により抹消すること。

　　　　　３　調査結果等は、不要なものを抹消すること。

様式第５号（第８条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茅野市長

総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領に基づく

調査結果適合通知書

　貴社から提出された資料を調査した結果、該当する入札価格で契約の内容に適合した履行がされると認められますので、総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領第８条の規定により通知します。

 速やかに契約の手続を行ってください。

　　１　工事名

　　２　工事箇所名

様式第６号（第９条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茅野市長

総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領に基づく

調査結果不適合通知書

（次順位者を落札者として決定する場合の通知内容）

　貴社から提出された資料を調査した結果、該当する入札価格では、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められますので、総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領第９条の規定により、下記のとおり通知します。

 なお、貴社の入札は失格となり、次順位者を調査対象者として決定します。

記

　　１　工事名

　　２　工事箇所名

　　３　契約の内容に適正（確実）な履行がされないおそれがあると認められた理由